

平成27年度第1回大磯町総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成27年5月13日(水)
開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前11時00分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室
3. 構成員 中 崎 久 雄 町長
藤 家 崇 教育長
青 山 啓 子 教育長職務代理
中 野 泉 教育委員
曾 田 成 則 教育委員
濱 名 三代子 教育委員
4. 事務局 森 田 敏 幾 参事(地域総合戦略担当)
藤 本 道 成 政策課長
小 林 琢 哉 政策課政策係長
岩 本 清 嗣 教育部長
小 島 昇 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
秋 本 篤 史 学校教育課教育総務係長
5. 傍聴人 3人
6. 議 題
 - (1) 報告事項
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について(資料1)
 - (2) 協議・調整事項
 - ① 大磯町総合教育会議について
ア 大磯町総合教育会議要綱(案)について(資料2)
イ 大磯町総合教育会議の公開等に関する要領(案)について(資料3)
ウ 大磯町総合教育会議の傍聴に関する要領(案)について(資料4)
 - ② 教育大綱の策定について(資料5)(資料6)

7. 会議概要

【開会】

政策係長) 大変お待たせしました。ただ今から、平成 27 年度第 1 回大磯町総合教育会議を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます政策総務部政策課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

本日の総合教育会議は、「公開」での開催となります。傍聴を希望される方は、会場に入っておられますので、委員の皆さんにおかれましては、あらかじめご了承をお願いします。それでは始めに、中崎町長からご挨拶申し上げます。

【中崎町長挨拶】

町長) 本日は、藤家教育長を始め、教育委員の皆さん、ご多忙中にもかかわらず、第 1 回の大磯町総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、私から一言、ご挨拶をさせていただきます。

皆さん、ご存知とは思いますが、4 月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

この法律は、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、また、教育委員会と首長との連携強化を図る」という趣旨のもとに施行されました。

大磯町におきましては、これまでも、町長と教育委員会は連携・協力して、様々な施策を展開してまいりました。私たちが予期せぬことも多々ありますし、その都度戸惑いながらも協力し合い解決策をうってきました。

4 月には、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」を策定して、「子育てで選ばれる町！おおいそ」を目指し、歩み始めたところです。社会の子どもたちにとるべき責任、また保護者の立ち位置等が明確に述べられた、まさに私たちの誇るべき「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」の提言をいただいたのであります。この取組みを進めるためには、教育委員会との連携は不可欠であります。改めて、役割、そして責任を再認識し、教育委員会との連携を強めていきたいと考えております。

さて、この法律では町長が総合教育会議を設置し、教育に関する大綱を策定するとされており、本日の議題にも挙げさせていただいておりますが、この大綱の策定にあたりましては、この会議で、教育委員の皆さんにご意見を伺いながら、「大磯町にあった、大磯町らしい教育大綱」を、皆さんとともに作り上げていきたいと思っております。

本日は、皆さんから積極的にご意見をいただきたいと思いますので、藤家教育長、教育委員の皆さんのご協力をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

政策係長) 続きまして、大磯町教育委員会、藤家教育長からご挨拶をお願いしたいと思います。

【藤家教育長挨拶】

教育長) お忙しい中、第1回大磯町総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。

先ほど法改正の趣旨等については、町長からお話しがあったとおりでございます。

この会議は、町長と教育委員会が、教育行政の「大綱」や教育の条件整備である施策の方向について自由に意見を交換し、必要な場合にはそれぞれの権限とすり合わせをしながら、共に手を携えて教育行政を担っていくという趣旨で設置されたものであります。

冒頭から堅苦しい話で恐縮ですが、教育基本法では、第1条で教育の目的、同じく第2条では目標、第16条では教育行政のあり方が規定されております。また、学校の教科・領域等で「何のために」「何を」指導するかにつきましても、学習指導要領でその基準が定められており、それは法的拘束力を持つものであります。

このように国の制度は、全国的に一定の教育水準を確保するために作られたものであります。その中で、私たちはどうやって“大磯らしさ”を打ち出していくかがこの会議の目的のひとつであろうかと考えております。

私たちがお預かりしている子どもたちは、海と山の豊かな自然につつまれて、時にはご近所の人たちに褒められたり、ある時には叱られたりしながら遊ぶ子どもであります。また、ふるさと大磯の歴史や伝統の息遣いを感じつつ学ぶ子どもであります。

そして、保護者の皆さまはもとより、地域の方々は大磯の子どもたちに、今、ここで一緒に生きるひとりの社会人として、あるいは大磯の未来を託すべき人間として、「こんな人間に育ててほしい」という夢や願いをお持ちだと思います。また、住民の方々の生涯学習に対するニーズも、強いものをお持ちではなかろうかと日頃から感じております。これも“大磯らしさ”のひとつではないでしょうか。

今日は、普段の教育会議ではなかなか議論になりにくい、ご自身の教育理念や教育観、教育に対する基本的な考え方、期待する子どものイメージ、身に付けさせたい能力や資質、あるいは教育環境づくりの方向性などについて、皆さまの夢や願いをお聞かせいただければ幸いです。どうかよろしく願いいたします。

政策係長) それでは、これから議事に入らせていただきますが、この総合教育会議については、「地方公共団体の長が議長となる」とされておりますので、議事の進行につきましては、中崎町長にお願いしたいと思います。

町長) それでは、議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をお願いいたします。

会議次第に基づきまして、進めてまいります。

まず、次第にあります、議題(1)報告事項の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

【議題(1)報告事項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について】

学校教育課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について、既に内容につきまして、ご承知のこととは思いますが、簡単に説明させていただきます。

資料1をご覧ください。こちらは、文部科学省発行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要となります。

今回の法律改正の趣旨は、中段に記載されていますが、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ」、「地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築」、「首長と教育委員会の連携強化を図る」とともに、「地方に対する国の関与の見直しを図る」ために、地方教育行政制度の改革を行うものです。

主な改正内容については、資料下段のポイント①から④に示されておりますとおり、1つ目として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くこと、2つ目として、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能の強化や会議の透明性を確保したこと、3つ目として、首長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」を設置すること、4つ目として、首長が教育委員会と協議して、「教育に関する大綱」を策定すること、この4点が、主な改正内容となります。

資料を1枚おめくりいただき、右側のページをご覧ください。本日の「総合教育会議」は、この法律改正により設けられました「首長と教育委員会が協議・調整する場」となる会議でございます。総合教育会議は、首長が招集し、会議は原則公開で行われます。会議の構成員は首長と教育委員会となっており、協議・調整する事項につきましては、資料の中段、やや下になりますが、「教育行政の大綱の策定について」、「教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策について」、「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について」となっております。

この会議では、首長と教育委員会が協議・調整することによりまして、それぞれの役割や責任を明確にする、それとともに、教育政策の方向性を共有することで、同じ方向に向かって、教育行政の執行にあたることを期待されております。

また、総合教育会議の協議・調整事項にもあります「教育に関する大綱」を、首長と教育委員会が協議・調整をした上で、首長が策定することとなっております、地方公共団体としての教育政策の方向性を明確化するということも期待されております。

本日は、ただ今申し上げました「総合教育会議について」、また、「教育に関する大綱について」、このあと、ご協議いただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

報告事項につきましては、以上でございます。

町長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問がありましたら、お願いいたします。ないようでしたら、次の議題に移ります。

町長) 議題(2)協議・調整事項に移ります。

①の「大磯町総合教育会議」について、ア「大磯町総合教育会議要綱(案)について」、イ「大磯町総合教育会議の公開等に関する要領(案)について」、ウ「大磯町総合教育会議の傍聴に関する要領(案)について」を、一括して議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

【議題（２）協議・調整事項 ①大磯町総合教育会議について】

ア 大磯町総合教育会議要綱（案）について

イ 大磯町総合教育会議の公開等に関する要領（案）について

ウ 大磯町総合教育会議の傍聴に関する要領（案）について

政策課長） それでは、アからウまでを、資料２から資料４に基づき、説明させていただきます。

まず、アの「大磯町総合教育会議要綱（案）」についてでございます。資料２をご覧ください。

この要綱は、大磯町総合教育会議の組織や協議・調整事項、また、会議の運営に関して定めるものでございます。総合教育会議に関しましては、法律により定められておりますが、それを補完するために、行政のルールとして定めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

第１条の「趣旨」でございます。こちらは、ただ今申し上げましたとおり、会議の組織や運営などについて定めるとした趣旨を定めております。

第２条の「協議・調整事項」については、記載のとおり、法律で定めた３つの事項を掲げております。また、総合教育会議における結果については、町長と教育委員会が互いに尊重することとしております。

第３条の「会議の構成員」は、法律に基づき町長と教育委員会としております。

第４条の「会議の招集」については、町長が招集し議長となります。また、教育委員会からも会議の招集を求めることができるとしております。

第５条の「意見の聴取」では、構成員以外にも必要があれば、関係者や学識経験を有する者などから意見を聴くことができるとしております。

第６条の「会議の公開」については、法律にも定められており、原則公開としますが、大磯町情報公開条例に規定する個人情報や、総合教育会議の公正が害されるおそれがある場合などは、会議を非公開とすることができるとしております。

第７条の「議事録」については、遅滞なく作成し公表することとしております。

第８条では、庶務を担当する部署を定めております。

そして、第９条の「補則」においては、その他の必要な事項については、総合教育会議に諮って定めるとしております。

以上が、「大磯町総合教育会議要綱（案）」の内容となります。

続きまして、イの「大磯町総合教育会議の公開等に関する要領（案）」につきまして、ご説明いたします。資料３をご覧ください。

こちらは、第１条の「趣旨」にありますとおり、資料２でご説明いたしました「大磯町総合教育会議要綱」第６条の「総合教育会議の公開」と第７条の「議事録の公表」について、詳細を定めるものでございます。

まず、第２条の「会議の開催の周知」につきましては、周知の方法、周知すべき内容、周知の時期について定めております。

第3条「公開の方法等」では、公開における傍聴席の設置、傍聴人の定員などについて定めております。

第4条「資料の配布及び閲覧」につきましては、傍聴の際の資料の取扱いについて定めております。

第5条の「議事録の公表」については、公表の場所、公表の方法、議事録の公表期間について定めております。

第6条では、庶務を担当する部署を定めております。

以上が、「大磯町総合教育会議の公開等に関する要領（案）」の内容となります。

続きまして、ウの「大磯町総合教育会議の傍聴に関する要領（案）」につきまして、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

こちらは、第1条の「趣旨」にありますとおり、資料3でご説明いたしました「大磯町総合教育会議の公開等に関する要領」第3条で規定しております「傍聴」についての詳細を定めるものでございます。

まず、第2条においては、「傍聴の手続」について定めております。傍聴希望者の受付の方法、傍聴希望者が定員を超えた場合の抽選の方法などについて定めております。

第3条では「傍聴することができない者」について、第4条では「傍聴する人が守るべき事項」について、第5条では「傍聴する際の撮影等」について定めております。

以上が、「大磯町総合教育会議の傍聴に関する要領（案）」の内容となります。

なお、資料3と資料4につきましては、告示の番号や、制定年月日が●（黒丸）で示された箇所がございます。

ただ今、ご説明した要綱、要領については、本日、皆さんに協議いただき承認をいただいてから事務手続きを進めることとなりますので、まだ決定していない事項として、このような記載とさせていただきますので、ご了承願います。

協議・調整事項①の「大磯町総合教育会議について」の説明は以上です。

町長) ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

濱名委員) 傍聴人の定員を定めることに何か理由があるのでしょうか。

政策課長) 会場の規模により、傍聴人の定員を、予め周知する必要があるため、傍聴人の定員を定めることとしております。

町長) ほかに、ご質問はありませんか。ないようでしたら、本件は、ご承認いただいたということよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、本件につきましては原案どおり承認されました。

町長) 続きまして、議題(2)協議・調整事項②「教育大綱の策定」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

【議題(2)協議・調整事項 ②教育大綱の策定について】

政策課長) それでは、資料5に基づき、ご説明させていただきます。

これから、「教育大綱」について協議いただく訳でございますが、策定にあたりまして、「大綱とはどのようなものなのか」、また、「どのような視点で策定していくのか」ということについて、これまでの説明と重複する点があるかと思いますが、ご説明させていただきます。

まず、背景でございますが、法律の改正により、新しい教育委員会制度が発足したというものでございます。

次に、「教育大綱とは、どのようなものなのか」といいますと、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針であり、町長と教育委員会とが、総合教育会議において、協議・調整を行った上で、策定するものでございます。

「教育振興基本計画」がある自治体については、それを大綱とすることが可能ですが、大磯町にはございませんので、新たに大綱を策定する必要があります。

次に、「大綱には、どのような事項を記載していくのか」といいますと、記載事項につきましては、各自治体の判断に委ねられておりまして、予算や条例など、地方公共団体の長の有する権限に係る事項の目標や根本となる方針が考えられます。

では、「大磯町の教育大綱」については、「どのように策定を進めていくのか」ということでございますが、まず、大綱の構成につきましては、資料のような構成を考えております。教育の全ての分野における基本的な考え方を示した「基本理念」、その基本理念を実現するための方向性を示す「基本目標」、そして、基本目標を実現するための取り組みなどを示す「基本方針」。このような3段階の構成で策定してはどうかと考えております。イメージとしては、資料6のようなイメージを持っております。

期間については、町長の任期に合わせて4年を考えております。

なお、少し話がずれますが、スケジュールとしては、本日、大綱への記載項目などのご意見を皆さんからいただき、それらの意見を踏まえまして、9月頃に「大綱(案)」を皆さんにお示ししまして、再度、協議・調整を行っていただいた上で、11月頃を目途に、大綱を策定したいと考えております。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

大綱に盛り込んでいく事項については、これからご意見をいただきたいと思いますが、こちらに記載の5つのポイントを参考に、ご意見をいただければと思っております。

ポイント1つ目として「町の第四次総合計画」、ポイント2つ目として「平成27年度の教育委員会基本方針」、ポイント3つ目として「平成27年度の町長の施政方針」、ポイント4つ目として「子ども笑顔かがやきプラン」、ポイント5つ目として「生涯学習推進計画」。これらを参考にご意見をいただければと思っております。

なお、3ページ以降は、ただ今申し上げました5つのポイントの、それぞれの計画など

に記載されております部分を抜粋して掲載しておりますので、こちらも参考にいただければと思います。

協議・調整事項②の「教育大綱の策定について」の説明は以上でございます。

町長) それでは、教育大綱の策定にあたって、皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

今、政策課長から、大綱の策定にあたっての説明がありました。理念、目標、基本方針というように段階を重ねておまして、それぞれが非常に広い範囲で、しかも具体的かつ抽象的な表現がありまして、なかなか整理しにくいかもしれませんが、お読みいただいていると思いますので少しまとめていただきたいと思います。

この教育大綱は、地方公共団体の長である私と、教育長、また教育委員の皆さんが、この総合教育会議において協議、調整をして作っていくものであります。

教育大綱は、資料にもありましたように、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する事、また、教育の全ての分野における、根本となるものであります。私たち、大磯町の地域の実情に応じた形というものがあるかと思っております。この新しい大綱づくりは、前例のある地域では既に出来ておりますが、それぞれ特徴ある地域の実情に応じたものが策定されています。私は、マスコミなどで取り寄せた資料からそのように理解しております。大磯らしさを今後皆さんと共に協議し調整していきたいと考えております。

そのような考えの下、大磯町の教育大綱を皆さんと一緒に策定していく訳ですが、まず、皆さんと議論していきたい点は、大磯町において教育で何を一番大切にしなければならないか。これは根本中の根本であろうと思っております。次代を担う子どもたちにとって、これから、どのような道標で「教育」政策を推し進めていくべきか。それは方法論であり、また、私たちの方針であろうかと思っておりますが、さらに、それを私たちが持ちながら進めていく核というもの、基本理念の根幹を策定する必要があると考えております。

誰もが、大磯らしさと考えるものは何か。これは分かり切ったことを言っていると思っておりますが、私たちは言葉の順序、また言葉の意味を整理しながらやっていくと先ほど申し上げましたけれども、その基本理念を、町長として述べさせていただきたいと思っております。

この大磯町の基本理念、子どもたちの教育大綱は何であろうか。私も色々と考えてきましたが、色々な意見が大綱の中に盛り込まれていくかと思っております。しかし、「いのち」と「こころ」は当然、誰もがそうだね、そしてとても難しいことであり、多くのことを包括している。人間であれば当然に「いのち」を大切に、自らの可能性を求めて、子どもは成長してまいります。新しい時代を迎え、また新しい時代に「この町を託すのだ」と私たちは言い続けております。その子どもたちが「いのち」を本当に大事にし、しかし、それにはもうひとつ必要なものがあります。それは、お互いが社会で生きていく中で、「こころ」が必要ではないだろうかと思っております。

そこで、基本理念として、「いのち」と「こころ」を提案したいと思います。本当に私たちの体は食物を食べ、そして物理的、科学的な意味で命を長らえております。色々な所で傷を負い、けがをしても病院へ行き、またギプスをし、治していくことは可能であります。しかし、一旦心が傷ついたとき、私たちはどうするのでありましょうか。程度は色々であ

りますけれども、立ち直れないとき、それを支えるものは何でありましょうか。心にギプスは作れないのであります。相手を重んずるその心を、私たちは子どもたちが生まれた時から家庭を中心に町も一体となり、子どもたちの中に「命を大切にすること」、「相手を思いやり重んじる心」を育てていきたいと思ひます。

そのような意味で基本理念といたしましては、「いのち」と「こころ」を挙げさせていただきたいと考えております。そして教育長ともども、教育委員会の方々や学校の先生、また、子ども笑顔かがやきプランの中にも、勘定をしきれないくらいの「こころ」が出てきております。本当に私たちは、お題目のごとく「こころ」を捉えているのではない。どうすれば、お互いがお互いを思いやり、公共の心、相手を思いやる心、難しく言えば、「怨（じよ）」であります。相手を慮る心を子どもたちの中に育てていきたいと思ひます。それを理念といたしたいと思ひます。また基本的な目標や基本方針は、基本理念を支えるものとして、皆さんから意見をいただきながら作っていきたくひ。町長としての意見をまず述べさせていただきます。

これが、私の考えであり、このような考えの下、大磯町の教育を進めていきたくひと思ひています。

続きまして、教育委員会の代表であります、藤家教育長からもお考えをお聞かせ願えればと思ひますので、よろしくお願ひします。

教育長) 「いのち」を教育の問題としてどう捉えていくか。確かに、食育の問題や健康といった問題につながってくると思ひます。やはり根幹にあるもののひとつであると思ひます。ただ、修飾語があるといいと思ひます。特に、命とはどのような「いのち」なのか。テレビのキャッチコピーなどで、「命響き合う里山の自然」とありますが、「命響き合う」という言葉には共生という考え方、また、先ほどの町長のお言葉を借りれば、「自らの可能性を切り開いて未来を切り開いていく」とお話があり、その中には輝くイメージがあります。「いのち」を教育の問題として捉えるためには、「響き合ういのち」や「輝くいのち」のように、「いのち」を説明する言葉を考えたいと思ひます。それから、「こころ」という問題であります、とても大事な視点だと思ひます。心の教育あるいは道徳教育などと言われてはいますが、私たちが子どもたちの中に育てたい力のひとつである。これは何かといいますと相手の痛みを自分の痛みとして感じとることができる共感力や、優しさを行動に表すことができる力を育てることができれば、町長が言う「こころ」を教育の問題として捉えることができると思ひます。町長のお話で心にギプスは作れないというお話がありましたけれども、最近子どもたちが「心が折れた」という表現をよく使うのですが、やはり学校や教育の場で、「しなやかな心」を育てていきたくひと思ひました。

先ほど挨拶の中で指導要領の話をしてはしましたが、指導要領は概ね10年ごとに改訂されるもので、10年ごとに、子どもたちにこんな力を付けさせたいというひとつの基準が示されていると思ひます。しかし、子どもたちは10年よりもその先を生きていくので、もう少し長期的なスパンで子どもたちに身に付けさせたいものを考えていくことが、この教育大綱の理念、目標につながると思ひました。

町長) 私から、また、教育委員会を代表する教育長から、大磯町の教育に関する考え方などを述べさせていただきました。

それでは、ここからは、今、お話しがあった大磯町の教育に対する思いや考えなどを、先程、資料5にあるように、事務局から大綱イメージが示されていますが、どのように「教育大綱」という形に示していくかについて、ご議論いただきたいと思います。大綱(案)は、基本理念や基本目標、基本方針などから構成されていますが、やはり、一番、重要な点は、「大磯町の教育の全ての分野における、根本的な考え方」となる基本理念であると思っています。この教育理念の考え方、また、教育理念から導かれる基本目標などについて、お考えをお聞かせください。

青山教育長職務代理) 教育理念のお話で、教育長から長期的なスパンを持って子どもたちに教えていこうとありました。長期的なスパンという部分で、最近思うことがあります。大磯町も高齢化が進んできていますが、毎日生き生きと暮らしていらっしゃるたくさんの方がいらっしゃいます。その方たちの長い人生の中に、教育という言葉が関わっていると思います。もちろん幼稚園、小学校、中学校、高校、大学とあるわけですが、教育という言葉が関わってその方の人生が豊かになったり、生き生きとしていると思います。学校教育として子どもたちへの教育も大切ですが、町民の皆さんの人生の中で、大磯町の教育がどのように関わっていくか、幅広い対象ではありますが生涯学習教育の部分も考えて理念を考えていきたいです。町長がおっしゃった「いのち」と「こころ」には同感で、2つの字の表すものは「豊かなこころ」や「健やかないのち」のように説明する言葉を加え、心豊かで、健やかな人生を町民一人ひとりが実現できるような教育に町として取り組めたら良いと思います。

曾田教育委員) 法律が変わりまして、初めての会議で発言の場をいただきまして大変恐縮しております。町長がおっしゃられました大命題としての、「いのち」と「こころ」はよく理解できました。言葉ですから、同じ言葉でも多少内容が、表現の仕方で変わってくるかもしれないませんが、私なりの「いのち」と「こころ」という発言をさせていただきたいと思います。

私が、日ごろから考えている教育の理念まで行くかどうかは別といたしまして、常に心に思っていることがございます。それは「教えるとは未来を共に語ること」、「学ぶとは誠実を胸に刻むこと」。私がこの言葉に出会ったのは中学校のときでしたが、それを信念として今日まで来ています。この言葉が良いかどうかはそれぞれの考えではありますが、私はこの言葉の意味を自分なりに理解して今日まで来ています。

幸いに、大磯町は非常に環境が良いというのは住んでいる方も分かりますし、外から来る観光客の方がたくさん来られるということは、そういう町だということが既に分かっていることでありますので、それもちょうど幸いていると思います。ですから子どもたちからお年寄りまで生涯ずっと過ごして、良い町だということが住んでいる方にはよく分か

りますし、色々な理由で転居する方もおられますが、そういうことがなくても、とても良い町だと思います。そのための教育理念とは何かということですが、今回の法律改正があったのは、教育の中に血の通った部分が欠けていたのでここまで来てしまい、もう一度見直そうということだろうと思います。やはり規則と血の通う、人の心の通う部分は全然違います。それをみんなが忘れてしまっていた時に、あのような事件が起きてしまい、見直さなければいけなかったのだろうと思います。私たちもこれをいい機会と捉えまして、血の通った、言葉ではなくて、そういった流れを大磯町の中で作ったらどうかと。それが「いのち」と「こころ」という言葉に代表されるのだろうとっております。この教育環境の良さを自分のものにしながら、ただ教育環境が良いという言葉に馴染んではいけません。私たちが子どもたちをどのような育て方をするか、また、私たちがどのようなまちづくりをしていくのかを考えていかなければならないと思います。是非このような視点を理念の中に入れていただき、このことを決して忘れてはいけないことと理解しておきたいと思えます。

本日はどのように大綱の策定をするのかということですので、その骨となる部分の話をしたつもりですので、言葉ではなく血の通った、こころの通った部分を私たちも一緒に考えていきたいと思えます。

濱名教育委員) 町長からいただいた、「いのち」と「こころ」で色々なイメージが皆さんできていて基本理念としては素晴らしいものが作れるのではないかと思います。私は教育の専門家ではありませんので、普段は、柔道を通じて人づくりを実践していて、根本原理に「相手を助け高め合い互いに栄える」という意味の自他共栄の精神を持っています。そのおかげでいつまでも謙虚でいられるという姿勢を作っているのだと思います。子どもたちに限らず、大磯町の人に身に付けてもらいたいもののイメージとしましては、良い志を持ち、正しいやり方で、成功に向けて努力すること。人が生きていく中で大切なことなので身に付けてほしいと思えます。

大磯町子ども笑顔かがやきプランの「子ども笑顔かがやき」というフレーズが、私はとても好きなのですが、周りの大人たちがしっかりと責任を果たしていくというイメージがつかますので、すごく楽しみにしています。

中野教育委員) 私は、同居ではないですが、3世代の近居です。大磯町では昔から、3世代、4世代が当たり前でした。隣の家の子どものも、その隣の家の子どものも皆自分の子どもという感覚で、近所の方たちに育ててもらってきた覚えがあります。また、大磯には、人ひとりがやっと通ることのできるほどの細い道がたくさんあります。だからこそ声を掛け合い、譲り合う気持ちが生まれる。そこが大磯町の良いところだと思います。

自分の子どもだけではなく、町の大人として町の子子どもたちを、責任をもって育てていかなければならないという意識を持ちたいと考えます。

先ほど道徳教育という言葉がありましたけれども、子どもたちにモラルを持たせるためには、大人自身もモラルを学習していかないといけないと思えます。核家族化が進んでい

て、町外から引っ越して来られる方もたくさんいる中、まさに町の大人として、子どもたちを育て、町ならではの教育を語り継いでいかなければならないと思います。子どもも、大人も学習する町になればいいなと思いました。

町長) ほかに、ご意見がありませんか。ないようでしたら、本日、議論いただきました内容を踏まえ、また、皆さんからのご意見だけでなく、本日の内容を町民の皆さんに公表していく中で、卓話集会においても町民の皆さんからのご意見をいただき、そのご意見なども踏まえ、次回の会議で、教育大綱(案)をご提示させていただき、改めて皆さんと協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、事前に用意しました議題は、すべて終了いたしました。事務局から今後の日程について説明をお願いします。

政策課長) 先ほども申し上げましたが、第2回目の会議を9月頃に予定しております。

本日の議論を踏まえまして、教育大綱(案)を協議いただく予定です。そして、11月頃に第3回目の会議を予定しております。この3回目の会議で、教育大綱を策定していきたいと考えております。

日程等の詳細につきましては、後日改めて調整させていただきます。

町長) その他、皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。なければ、これで本日の議事はすべて終了しました。皆さんのご協力によりまして、つつがなく議事が終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

【閉会】

政策係長) これをもちまして、平成27年度第1回大磯町総合教育会議を終了いたします。

本日は長時間に亘りご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上